

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和4年 1月 14日
滋賀県知事 殿		
提出者		
住所 滋賀県近江八幡市上田町72		
氏名 株式会社イトーキ 生産本部 関西工場 工場長 野口 猛 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 0748-37-6752		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	株式会社イトーキ 生産本部 関西工場 (滋賀事業場)	
事業場の所在地	滋賀県近江八幡市上田町72	
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	1312 金属製家具製造業	
②事業の規模	製造品出荷額(前年度実績) : 9,856,470千円	
③従業員数	248名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添【産業廃棄物の一連の処理工程】のとおり	

(日本工業規格 A列4番)

＜別添＞第1面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・汚泥→再生処理業者に委託して セメント原料として再資源化
※脱水前汚泥は自ら中間処理（脱水）を実施
- ・汚泥→再生処理業者に委託して 燃料（加リ調整）として再資源化
- ・汚泥→再生処理業者に委託して 汚泥改良土として再資源化
- ・廃酸→再生処理業者に委託して 石炭の補助燃料として再資源化
- ・廃酸→再生処理業者に委託して 石炭の補助燃料として再資源化
- ・廃プラスチック類→再生処理業者に委託して 石炭の代替燃料として再資源化
- ・廃油→再生処理業者に委託して 石炭の補助燃料として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して パーチクルボードとして再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して 木質バイオマス発電所の燃料として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 「管理体制図」の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

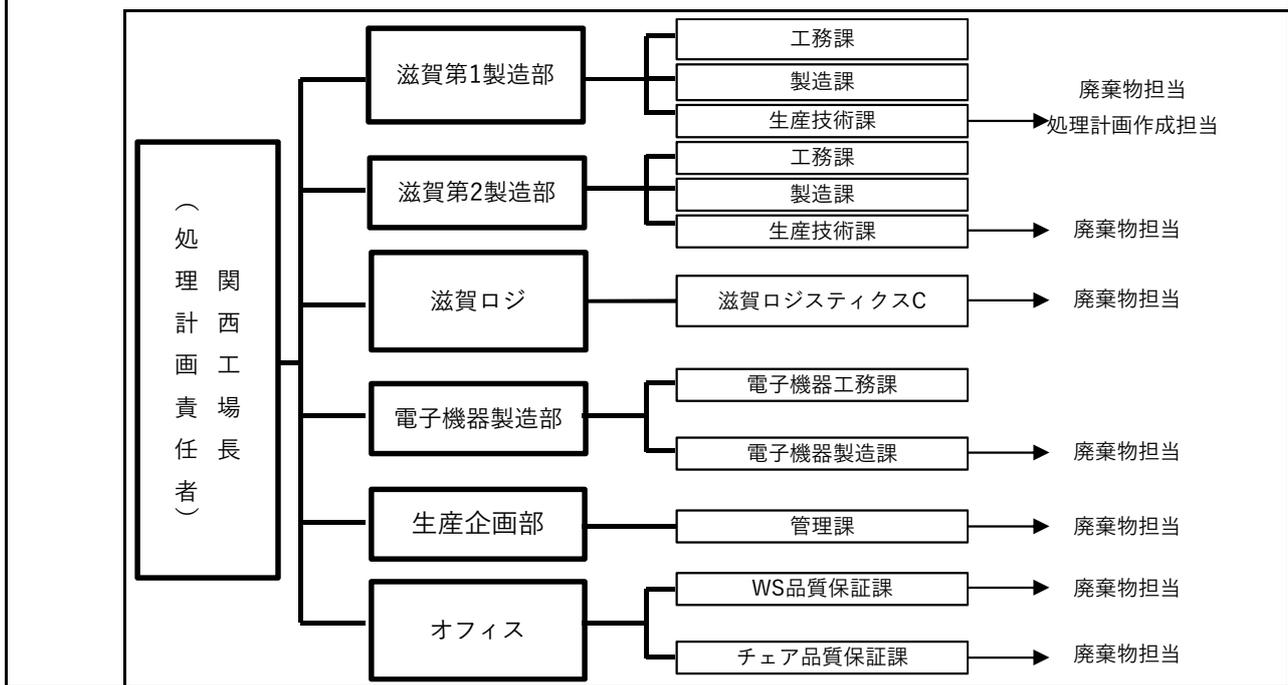
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量の通り」	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・排水設備へ流入する ^{kg} 水の管理（汚泥） ・排水設備の薬品使用量の調整（汚泥） ・歩留りの削減（廃プラ） ・分別強化による有価買取の推進（廃プラ） ・運搬用パレットの通い化（木くず）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量の通り」	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・排水設備の薬品投入工程における薬品添加量の自動調整（汚泥） ・分別強化による有価買取の推進の継続（廃プラ）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類について、有価で出荷できるものを分別し、できる限り産廃排出量を減らしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、混合廃棄物についてもできる限りの分別を推進していく。

<別添>第2面

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)



自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1206.5 t	-
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備へ流入するmg水の管理（汚泥） ・排水設備の薬品使用量の調整（汚泥） 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1194.5 t	-
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の薬品投入工程における薬品添加量の自動調整（汚泥） 			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量の通り」	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・可能な限り再生利用業者への処理委託を行う			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量の通り」	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類 現状と計画	汚泥		廃油		廃酸		廃プラスチック		木くず		ガラス、コンクリート、陶 磁器くず		-	
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項														
排出量	1,362.4 t	1,348.8 t	1.0 t	0.9 t	19.1 t	18.9 t	145.5 t	144.1 t	19.8 t	19.6 t	2.1 t	2.1 t	-	-
これまでに実施した取組	・排水設備へ流入するMg水の管理(汚泥) ・排水設備の薬品使用量の調整(汚泥)						・歩留りの削減(廃プラ) ・分別強化による有価買取の推進(廃プラ) ・運搬用パレットの通い化(木くず)							
今後実施する予定の取組	・排水設備の薬品投入工程における薬品添加量の自動調整(汚泥)						・分別強化による有価買取の推進の継続(廃プラ)							
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項														
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
これまでに実施した取組	-													
今後実施する予定の取組	-													
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項														
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量	1,206.5 t	1,194.5 t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
これまでに実施した取組	-													
今後実施する予定の取組	-													
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項														
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
これまでに実施した取組	-													
今後実施する予定の取組	-													
産業廃棄物の処理の委託に関する事項														
全処理委託量	155.9 t	154.3 t	1.0 t	0.9 t	19.1 t	18.9 t	145.5 t	144.0 t	19.8 t	19.6 t	2.1 t	2.1 t	-	-
優良認定処理業者への処理委託量	155.9 t	154.3 t	1.0 t	0.9 t	8.3 t	8.2 t	8.6 t	8.5 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	-	-
再生利用業者への処理委託量	155.9 t	154.3 t	1.0 t	0.9 t	19.1 t	18.9 t	145.5 t	144.0 t	19.8 t	19.6 t	2.1 t	2.1 t	-	-
認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
これまでに実施した取組	・可能な限り再生利用業者への処理委託を行う						同左							
今後実施する予定の取組	・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。						同左							